

尾三消防組合職員措置請求書

平成30年 5月17日

尾三消防組合監査委員 殿

監査請求人の表示 別紙監査請求人目録記載のとおり。

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、尾三消防組合管理者に対し、平成24年3月28日締結の消防救急デジタル無線施設整備事業の請負契約に関し、株式会社TTK及び沖電気工業株式会社から各自金5460万円を尾三消防組合に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約

尾三消防組合（以下、「組合」という。）は、消防救急デジタル無線施設整備事業（以下、「本件事業」という。）を指名競争入札の方法により発注した。

これに対し、株式会社TTK（平成27年11月に「東海通信工業株式会社」から「株式会社TTK」に社名を変更、以下、「TTK」という。）及び沖電気工業株式会社（以下、「沖電気工業」という。）中部支店が入札し、その結果、TTKが、2億6000万円で落札した。

そして、組合とTTKは、平成24年3月28日、下記内容の消防救急デジタル無線施設整備事業の請負契約（以下、「本件契約」という。）を結んだ。

イ 請負代金 2億7300万円（税込み）

ロ 受注者に対する独占禁止法違反行為による排除措置命令（43条の2第1項第1号）、あるいは課徴金納付命令（同項第2号）が確定した場合、受注者は、発注者に対して、請負代金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない（46条の2第1項）。

ハ 上記ロの定めは、発注者に生じた損害の額が請負代金額の10分の1に

相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない（46条の2第2項）。

2 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル（以下、「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気（以下「日立国際電気」という。）に独占禁止法第3条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

3 組合の有する債権

（1）TTKに対する債権

（ア）請負契約に基づく違約金請求権

ア TTKは、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、TTKはこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されている。

すなわち、本件事業にはTTKと沖電気工業中部支店しか入札しておらず、この2社による談合によって本件工事の価格が形成されているから、実質的には、本件契約43条の2第1項に該当する。

イ 損害賠償額について、46条の2第1項は、請負代金額の10分の1に相当する額と定める。

しかし、周辺自治体（春日井市、瀬戸市）では、同旨の規定について、損害賠償額を請負代金額の10分の2に相当する額と定める。他の多くの自治体がかような規定をおいているのは、談合によって競争が実質的に制限され、その結果落札額が低額になった場合、自治体が被る損害額は請負

代金額の10分の2であると想定しているからである。このことは、組合においても異なるものではないから、本件談合によって組合が被った損害は、請負代金額の10分の2に相当する額である。実際、組合は、平成29年6月に同規定の損害賠償額を10分の1から10分の2に変更している。

加えて、46条の2第2項でも、組合に同条第1項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について賠償請求できる旨定めている。

よって、組合はTTKに対し、請負代金額の10分の2である5460万円の違約金請求権を有する。

(イ) 不法行為による損害賠償責任

上記の通り、TTKは、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として、不法行為責任を負う。

そして、本件談合によって組合が被った損害額は、上記違約金請求権と同様に請負代金額の10分の2に相当する金額である。

したがって、組合はTTKに対して、請負代金額の10分の2である5460万円の損害賠償請求権を有する。

(2) 沖電気工業に対する債権

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

したがって、TTKと同様、組合に対して不法行為責任を負う（TTKとは、共同不法行為となる）。

沖電気工業は、TTKとの共同不法行為により組合に損害を与えたのだから、沖電気工業が組合に与えた損害額は、TTKと同様に5460万円である。

したがって、組合は、沖電気工業に対して、5460万円の損害賠償請求権を有する。

第3 結論

以上の通り、組合は、TTK及び沖電気工業に対して上述の債権を有している

にも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法242条第1項の規定により、下記資料を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

添付書類

- 1 平成29年（措）第1号排除措置命令書
- 2 契約書
- 3 尾三消防組合工事請負契約約款
- 4 指名競争入札執行調書
- 5 平成29年（納）第3号課徴金納付命令書

別紙

監査請求人目録

1. 住所

職業

氏名
